

令和7年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	工事関係者事故 (第2条第1項別表第1第7号)	板橋建設株式会社	令和7年4月2日から 令和7年4月15日まで (2週間)	左記業者は、市川市発注の妙典地区管渠布設工事(R0601)において、令和7年3月1日に、開削工による集水桝設置作業完了後、作業員が運転するバックホウを後進させた際、後方を通行していた別の作業員と接触する事故を発生させた。
2	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	佐川急便株式会社	令和7年5月20日から 令和7年8月19日まで (3か月)	左記業者は、令和7年4月21日に行われた「(長期継続契約)教育委員会関係文書等集配業務委託」の入札において、落札したにもかかわらず、人材確保が困難であることを理由に、契約締結を辞退した。
3	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号、 第4条第3項)	新明和工業株式会社	令和7年5月23日から 令和7年8月22日まで (3か月)	左記業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
4	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	鴻池運輸株式会社	令和7年5月23日から 令和7年6月22日まで (1か月)	左記業者の元使用人らは、令和4年7月から令和5年10月にかけて共謀して架空の物品購入や作業契約に関する請求書を提出させ、同社に約1億7千万円の損害を与えたとして、令和7年1月27日、会社法違反(特別背任)容疑で大阪府警察本部に逮捕された。
5	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	丸和工業株式会社	令和7年6月19日から 令和7年7月18日まで (1か月)	左記業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、当該業者及び当該業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
6	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社シーエス	令和7年7月15日から 令和7年10月14日まで (3か月)	左記業者は、令和7年5月26日に行われた「(長期継続契約)市川市急病診療所及び市川市休日急病等歯科診療所警備・駐車場誘導業務委託」の入札において、落札したにもかかわらず、人材確保が困難であることを理由に、契約締結を辞退した。
7	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第5号)	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月29日から 令和8年7月28日まで (12か月)	左記業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に同局の職員から漏えいされた予定価格をもとに入札したとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。
8	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	関東建設工業株式会社	令和7年8月6日から 令和8年2月5日まで (6か月)	左記業者の使用人は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。
9	競売入札妨害又は談合 (第2条第1項別表第2第6号)	株式会社中央技術コンサルタント	令和7年9月8日から 令和8年3月7日まで (6か月)	左記業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務に関する入札において、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。
10	独占禁止法違反 (第2条第1項別表第2第4号)	株式会社トーニチコンサルタント	令和8年2月6日から 令和8年5月5日まで (3か月)	左記業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

番号	競争参加 資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
11	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	日本交通技術株式会社	令和8年2月6日から 令和8年8月5日まで (6か月)	左記業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。